

国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です

年金ミニ知識

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日）に納められた保険料の全額です。令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。また、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に送付されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送がされなくなります）。電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付スケジュール

	対象者	送付時期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送 令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付 令和6年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	郵送 令和7年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付 令和7年1月下旬

ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会

問い合わせ先 住民環境係 12番窓口 ☎77-8377



10月のリサイクル回収を実施します

もう一度着られる、使えるものを目安としてリサイクル回収を行います。

汚れや臭いのひどいもの、破れているもの、濡れているもの、布団、カーテン、和服一式、下着、靴下などは回収できません。

※洋服を入れていた袋、油を入れていた容器は、持ち帰っていただきます。

日程	10月19日(土)
時間	午前9時～11時まで
場所	スポーツ交流館(旧島崎家具店)
回収物	●衣類 ●バッグ ●靴 ●子供服 ●タオルケット ●毛布 ●食用廃油

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消などを旨し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

01 補助の対象者

次のすべてに該当する方

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和7年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

03 申請方法

申請様式は町ホームページからダウンロードできます。補助の申請及び交付等については、「津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱」によります。

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

ホームページ

<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinko/8/2/789.html>



02 補助金の額

ペレットストーブ本体の税抜き価格の3分の2以内で、1台25万円を限度とします（中古品を除く。設置費等を除く。千円未満は切り捨て）

補助に関する問い合わせ・申請先

再エネ推進係 17番窓口

☎77-8387

ペレットの購入に関する問い合わせ先

津別町ペレット協同組合

☎76-4934(株式会社山上木工)

安心・有利・手軽な

国の退職金制度を活用しませんか。

中退共済

CHU小企業 退職金共済制度 TAI KYO

詳しくはホームページをご覧ください。

[中退共](#) [検索](#)

国の退職金制度

掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

外部積立型で管理も簡単

退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211